

那覇市公報

第 1 5 8 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○電線共同溝整備道路の指定（追加）について（道路管理課）…………… 758

◇ 公 告 ◇

○「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」物品購入契約業務・「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」映像制作及び新たな賑わいの創出業務委託契約について（なはまちなか振興課）…………… 760

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 776

○臨床検査機器の購入に係る制限付一般競争入札の実施について（保健所準備室）…………… 776

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 777

○会議開催の公告について（商工農水課）…………… 778

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 779

○那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則…………… 780

告 示

那覇市告示第 92 号

平成 24 年 12 月 11 日

掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定（追加）について

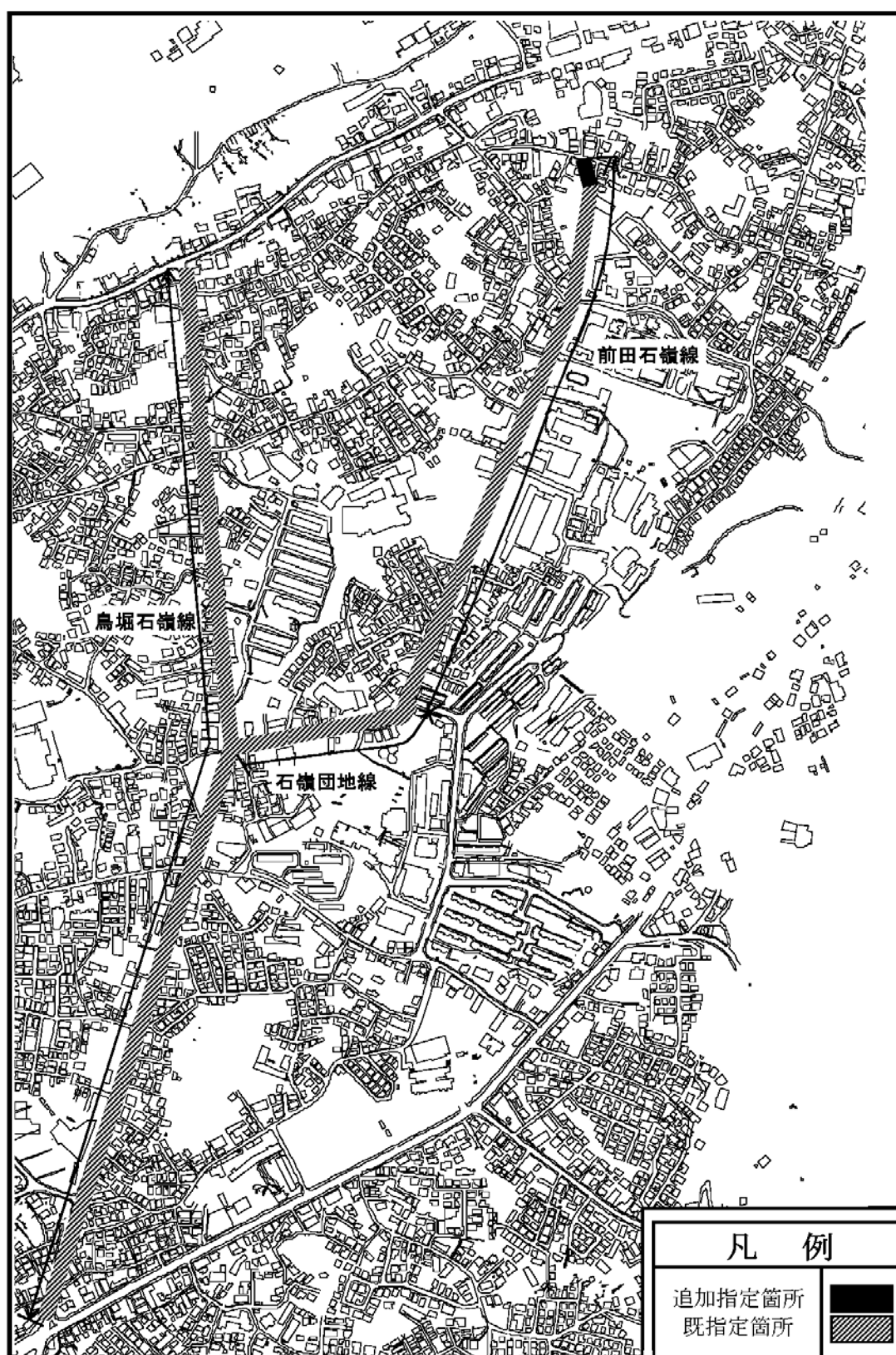
電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道前田石嶺について電線共同溝を整備すべき道路として指定（追加）したいので、同法第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

電線共同溝整備指定路線

路 線 名	追 加 指 定 区 間
前田石嶺線	自 那覇市首里石嶺町 4 丁目 233 番 9 至 那覇市首里石嶺町 4 丁目 234 番 12

電線共同溝整備道路指定路線位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 272 号

平成 24 年 12 月 10 日

掲 示 済

「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」物品購入契約業務・「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」映像制作及び新たな賑わいの創出業務委託契約についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」物品購入契約業務・
「国際通り情報発信大型ビジョン活用事業」映像制作及び新たな
賑わいの創出業務委託契約に関する提案依頼
- 2 依頼内容 提案書、見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 25 年 1 月 4 日（金）午後 5 時 15 分
- 4 問合せ先 那覇市 経済観光部 なはまちなか振興課 担当 嵩原・川上
TEL:098-867-5260 FAX:098-863-1752
E-Mail: K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 基本仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホーム
ページをご確認ください。

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業 企画提案募集要項

目 次

1	募集概要	
2	応募条件	
3	事業者説明会	
4	参加表明	
5	質疑応答	
6	提案書作成及び提出	
7	提案辞退届出	
8	提案審査評価に関する事項	
9	受託事業者の決定及び契約	
10	提案の無効に関する事項	
11	その他	
12	連絡・照会先	

平成 24 年 12 月 10 日

那 覇 市

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業企画提案募集要項

1 募集概要

(1) 趣旨

本市最大の観光地である国際通りに屋外型デジタルサイネージ（以下「大型ビジョン」という。）を整備し、観光リゾート地 NAHA のイメージアップと発信力の強化、情報の多言語化による外国人観光客受入体制の充実化を図り、観光リゾート地としての地位向上を促進する。また、大型ビジョンを国際通り及び周辺商店街（以下「中心市街地」という。）のランドマークとして位置付け、ポケットパークの有効活用や各種イベントとの連携により、新たな賑わいの創出と中心市街地の継続的な発展を目指す。

大型ビジョンでは、沖縄空手や組踊等の伝統芸能、那覇三大祭り等の伝統行事、首里織や壺屋焼き等の made in NAHA 商品の紹介、NAHA マラソンや読売巨人軍キャンプ等のスポーツツーリズム、ダイビングやエステ・スパ、リゾート婚等のリゾート情報、防災気象情報など、観光リゾート地 NAHA を PR する様々な情報を多言語で発信する。また、大型ビジョンを活用した各種イベントとのタイアップや、最新 ICT 技術の利活用により、新たな賑わいの創出と中心市街地の活性化を図る。

なお、本企画提案募集においては、民間の高度な専門知識や技術、ノウハウなどを活用した事業企画について、幅広い提案を募り、事業を推進するうえで最も適した事業者を選定するために実施するものである。

(2) 企画提案を募集する業務の名称

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業

(3) 事業計画について

【別紙 1】国際通り情報発信大型ビジョン活用事業計画書を参照すること。

(4) 業務仕様について

【別紙 2-1】国際通り情報発信大型ビジョン活用事業業務仕様書を参照すること。

(5) 提案上限額

平成 24 年度 189,500,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 募集等における主なスケジュール

- | | |
|----------|----------------------|
| ・事業者説明会 | 平成 24 年 12 月 14 日（金） |
| ・質問書締切 | 平成 24 年 12 月 20 日（木） |
| ・参加表明書締切 | 平成 24 年 12 月 21 日（金） |

- ・提案書等締切 平成 25 年 1 月 4 日（金）
- ・プレゼンテーション 平成 25 年 1 月 9 日（水）
- ・選定及び仮契約 平成 25 年 1 月中旬を予定

2 応募条件

- (1) 那覇市内に本店、若しくは支店又は営業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 事業者説明会

日時：平成 24 年 12 月 14 日（金） 16 時 00 分～17 時 00 分

場所：第 1 研修室（銘苅庁舎 3 階）

※ 公募に係る一式資料をご持参ください。

4 参加表明

上記の応募条件を全て満たし、企画提案を希望する事業者は、「(様式 1) 提案参加届出書」を以下の提出先に持参すること。

また、本業務を提案するにあたり、提案事業者の他に協力できる事業者と連携して業務を行う場合は、「(様式 2) 連携協力事業者予定調書」も提出すること。

なお、連携協力事業者として記載のない事業者の参加は原則認めない。また、連携協力事業者の重複は認めない。

- ・受付期限：平成 24 年 12 月 21 日（金）午後 5 時 15 分必着【期限厳守】
 - ・提出書類：(様式 1) 提案参加届出書、(様式 2) 連携協力事業者予定調書
 - ・提出先：那覇市牧志 2 丁目 1 番 4 号屋宜ビル 4 階 なはまちなか振興課
- ※提案事業者で那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けていない事業者は、以下の書類も添付すること。
- ① 納税証明書（地方税及び国税の未納のない証明書） ※写し可
 - ② 定款 ※写し可
 - ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※3ヶ月以内に発行されたものの写し
 - ④ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
 - ⑤ 印鑑証明書 ※写し可
 - ⑥ 営業証明書 ※3ヶ月以内に発行されたものの写し

5 質疑応答

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、つぎのとおり「(様式 3) 質問書」を提出すること。

質問期限：平成 24 年 12 月 20 日（木）午後 5 時 15 分必着

質問方法：12. 連絡・照会先あてメールで照会すること。

回 答：平成 24 年 12 月 25 日（火）までに、参加表明のあった全事業者あてに回答する。 ※電話、口頭による照会対応は行わない。

6 提案書作成及び提出

企画提案書は、【別紙 3-1】企画提案書作成要領及び【別紙 3-2】提案書構成、記載事項及び評価基準一覧に基づき作成すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
(様式 4) 提案提出書	正 1 部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。	平成 25 年 1 月 4 日(金) 午後 5 時 15 分 必着
提案書 (指定様式なし)	正 1 部、副 11 部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。副本は写しで構わない。 ※提案書に綴る (様式 2) 連携協力事業者予定調書は、正本、副本ともに写しで構わない。	
(様式 2) 連携協力事業者予定調書		
【別紙 4】提案書チェックシート		
(様式 5-1) 見積書 (様式 5-2) 見積明細		
提出書類一式を格納した CD・DVD 等のメディア	1 部	

(2) 提出方法

つぎの提出先に持参すること。

〒900-8585

那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 6 階（新庁舎）

経済観光部なはまちなか振興課

7 提案辞退届出

参加表明後、辞退する場合は「(様式 6) 辞退届出書」を提出すること。

8 提案審査評価に関する事項

(1) 審査評価手法

提案審査評価は、中心市街地 ICT 利活用事業審査評価委員会（以下、「審査評価委員会」という。）が実施する。

(2) プレゼンテーションの実施について

提案審査評価にあたり、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。開催時間、場所、順番等、プレゼンテーションに関する詳細については、提案締切後、別途通知する。

- ① 日時：平成 25 年 1 月 9 日（水）
- ② 場所：那覇市役所
- ③ 順番：提案書等提出受付順とする。
- ④ 持ち時間：プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分を予定している。

(3) 審査評価基準及び配点

① 審査評価基準

【別紙 3・2】提案書構成、記載事項及び評価基準一覧のとおり。

② 企画提案評価点及び価格点

提案審査評価における配点については、企画提案評価点 170 点、価格点 30 点の合計 200 点満点とする。

企画提案評価点について、提案項目の重要性に鑑み、【別紙 3・2】提案書構成、記載事項及び評価基準一覧のとおり傾斜配点を設ける。

価格点について、提案上限額は 189,500,000 円、価格 1 点の重みは 1,895,000 円（提案上限額×30%÷30 点）とし、提案額 132,650,000 円（提案上限額×30%）で価格点は 30 点となる。これを下回っても価格点は 30 点とする。

(4) 審査評価の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、提案内容に合理性がなく、著しく業務仕様と離れている場合は、審査評価の対象外とする。

(5) 審査評価結果の通知

審査評価結果については、全提案事業者あてに優先交渉権者、次点交渉権者及び各事業者の順位のみを通知する。

9 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

契約は、物品等購入に関する契約（大型ビジョン一式、付帯設備一式、映像配信システム一式）と、映像制作及び新たな賑わいの創出業務委託契約の締結を予定して

いる。

契約期間は、契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日までとし、平成 25 年度以降については、年度毎に新たな契約を予定している。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との協議に入るものとする。

10 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載のある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 1 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項について後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は提案事業者に属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

12 連絡・照会先

〒900-0013 那覇市牧志 2 丁目 1 番 4 号 屋宜ビル 4 階

経済観光部 なはまちなか振興課 担当：髙原（たけはら）、川上

電話：(098) 867-5260

Email：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp

（様式 1）提案参加届出書

平成 24 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所
商号
代表者 印

提案参加届出書

平成 24 年 12 月 10 日付けで公告のあった国際通り情報発信大型ビジョン活用事業に係る提案依頼について、応募条件を全て満たしているので、提案参加を希望します。

連絡担当者
所属・職名
氏名
電話
FAX
E-mail

（様式2）協力連携事業者予定調書

平成 24 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所
商号
代表者 印

協力連携事業者予定調書

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業企画提案にあたり、協力連携を予定している事業者は以下のとおりです。

	事業者	業務内容
1	住 所 商 号 代表者 連絡先 印	
2	住 所 商 号 代表者 連絡先 印	
3	住 所 商 号 代表者 連絡先 印	
4	住 所 商 号 代表者 連絡先 印	

※ 適宜追加してください。

(様式 3) 質問書

平成 24 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所
商号
代表者

印

質 問 書

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業企画提案募集に関し、次のとおり質問します。

提案募集要項及び 仕様書ページ	質 問 内 容

※ 適宜追加してください。

（様式 4）提案提出書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所

商号

代表者

印

提 案 提 出 書

平成 24 年 12 月 10 日付けで公告のあった国際通り情報発信大型ビジョン活用事業に係る提案依頼について、次のとおり提案書等を提出します。

1 提出書類

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 企画提案書（指定様式なし） | 1 部（代表者印押印） |
| (2) （様式 2）連携協力事業者予定調書 | 11 部（写し可） |
| (3) 【別紙 4】提案書チェックシート | 1 部 |
| (4) （様式 5-1）見積書 | 1 部（代表者印押印） |
| (5) （様式 5-2）見積明細 | 1 部 |
| (6) 提出書類一式を格納した CD・DVD 等 | 1 部 |

2 上記提出書類の写し

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 提案書（指定様式なし） | 11 部 |
| (2) （様式 2）連携協力事業者予定調書 | 11 部（写し可） |
| (3) 【別紙 4】提案書チェックシート | 11 部 |
| (4) （様式 5-1）見積書 | 11 部（写し可） |
| (5) （様式 5-2）見積明細 | 11 部 |

連絡担当者

所属・職名

氏名

電話

FAX

E-mail

（様式5-1）見積書

平成 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所

商号

代表者

印

費 用 見 積 書

平成24年12月10日付けで公告のあった国際通りを中心とした国際通り情報発信大型ビジョン活用事業に係る提案依頼について、次のとおり費用見積書等を提出します。詳細については見積明細のとおりです。

記

年 度	金額（単位：円）
平成24年度（価格点対象）	円
平成25年度（価格点対象外）	円
平成26年度（価格点対象外）	円
平成27年度（価格点対象外）	円
平成28年度（価格点対象外）	円
平成29年度（価格点対象外）	円

上記金額は、業務期間における全経費とし、消費税・地方消費税を含む。

連絡担当者

所属・職名

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式 5-2) 見積明細 (平成 24 年度用)

提案事業者名 株式会社〇〇〇〇

見 積 額 〇〇〇〇円 (平成 24 年度見積額)

業務項目	金額 (単位 : 円)	備 考
①大型ビジョン導入、設置業務		
例) LED 表示装置一式		
例) 筐体製作費、設置工事費		
小 計		
②付帯設備導入業務		
例) コントローラ		
例) 映像制御装置		
小 計		
③映像管理システム導入業務		
例) 管理 PC、ソフトウェア		
例) カメラ等ライブ中継機材一式		
小 計		
④映像作成業務		
例) 企画、プロデュース費		
例) 出演者費		
例) 撮影費、編集費		
小 計		
⑤新たな賑わいの創出業務		
例) 企画、プロデュース費		
例) 人件費		
小 計		
⑥プレ運営業務		
例) 電気料、保守メンテナンス費		
例) 人件費、事務管理費		
小 計		
⑦事業効果測定業務		
小 計		
⑧事務管理業務		
小 計		
⑨その他		
小 計		
合 計		

（様式 5－2）見積明細（平成 25 年度以降用）

提案事業者名 株式会社〇〇〇〇

見 積 額 〇〇〇〇円（平成〇〇年度見積額）※平成 25～29 年度分の提出要す

業務項目	金額（単位：円）	備 考
○設備等の維持管理に係る経費		
①大型ビジョン		
例) 交換ユニット、パネル等		
② 付帯設備		
例) ソフトウェアバージョンアップ		
例) エアコン交換、監視カメラ交換		
③ 映像管理システム関連		
例) 管理 PC 交換		
例) ソフトウェアバージョンアップ		
④ その他		
小 計		
○保守等維持管理に係る経費		
⑤ 光熱水費等		
例) 電気料		
例) 通信回線費		
⑤ メンテナンス保守等		
例) 定期保守費		
例) オプション保守費		
⑥ その他		
小 計		
○大型ビジョンの運営に係る経費		
⑦ 運営業務		
例) 人件費		
例) 消耗品費		
⑦ 広告代理業務		
⑧ 事務管理業務		
⑨ その他		
小 計		
○その他運営に必要とする経費		
⑩ その他		
小 計		
合 計		

※（様式5・2）見積明細は、以下の点に留意して作成すること。

- ① 業務仕様書に示す業務項目ごとに記載すること。
- ② 平成24年度は、大型ビジョン等設備の導入に係る経費（備品購入や筐体製作等）、プレ運営に係る経費（電気・通信回線・メンテナンス等の維持管理費、人件費等）、その他業務仕様で定める業務に係る経費を明確に示すこと。

様式は、（様式5・2）見積明細（平成24年度用）を使用すること。

- ③ 平成25年度以降は、大型ビジョンの設備等の維持管理に係る経費（交換ユニット、ソフトウェアのバージョンアップ等）、保守等維持管理に係る経費（電気・通信回線・メンテナンスの維持管理費等）、運営に係る経費（映像配信、広告運営等）、その他大型ビジョンの運営に必要な業務に係る経費について明確に示すこと。

様式は、（様式5・2）見積明細（平成25年度以降用）を使用すること。

（様式 6）提案辞退届

平成 年 月 日

那 覇 市 長 あて

住所
商号
代表者 印

提 案 辞 退 届

国際通り情報発信大型ビジョン活用事業における提案を辞退します。

辞退理由 :

連絡担当者
所属・職名
氏名
電話
FAX
E-mail

那覇市公告第 282 号

平成 24 年 12 月 13 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 286 号

平成 24 年 12 月 17 日

掲 示 済

臨床検査機器の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 臨床検査機器の購入
- 2 納入場所 沖縄県中央保健所
- 3 納入期限 平成 25 年 3 月 31 日（日）
- 4 問合せ先 那覇市 健康保険局 保健所準備室 担当 山城・當間
TEL:098-862-0568 FAX:098-862-4263
E-Mail : k-hoken001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 購入物品や入札参加資格要件等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 291 号
平成 24 年 12 月 20 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・10号 汀良翁長線
- 2 施行者の名称
沖 縄 県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成24年12月20日～平成31年3月31日

那覇市公告第 294 号
平成 24 年 12 月 26 日
掲 示 済

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 会議の名称 那覇市伝統工芸館運営審議会
- 2 開催年月日 平成 25 年 1 月 10 日（木）
14 時 00 分 ～ 15 時 00 分
- 3 開催場所 伝統工芸館会議室 那覇市ぶんかテンプス館 2 階
- 4 議 題 那覇市伝統工芸館の運営について
- 5 傍 聴 会議公開、非公開は、会議の冒頭に審議会の長が当該審議会に諮って決める。公開と決定した場合は、若干名先着順とする。
- 6 意見提出 会議の議題について意見のある方は、平成 25 年 1 月 7 日までに経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。
- 7 照 会 先 担当事務局（経済観光部 商工農水課）
(☎951-3212 内 8085)

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第9号

平成 24 年 12 月 17 日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（位置） 第4条 事務局は、那覇市 <u>前島3丁目25番1号</u> に置く。	（位置） 第4条 事務局は、那覇市 <u>泉崎1丁目1番1号</u> に置く。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年1月7日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 10 号

平成 24 年 12 月 17 日

公 布 済

那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公告式規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定にもとづき、教育委員会規則、告示およびその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示及びその他の規程で公表を要するものの公告式を定める。
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育委員会を記載し、委員長がこれに記名押印する。	2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会を記載し、委員長がこれに記名押印する。
3 教育委員会規則の公布は、那覇市公報に登載してこれを行なう。ただし、急施を要する場合は、事務局前の掲示板上に掲示してこれを行なうことができる。	3 教育委員会規則の公布は、那覇市公報に登載してこれを行う。ただし、急施を要する場合は、那覇市役所前の掲示板上に掲示してこれを行うことができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年1月7日から施行する。